

と、犯罪件数は減っていますが、今まで起こったことがないような事件が起こっています。また、未解決事件も頻発しています。こういう状況の中で、被害者的人権、本当の意味での人権を守っていく。本来であれば行政や司直の当事者が行なわなければならないのでしょうか、いわゆる役人はなかなかわからない。痛々しい現実を我が身のこととして心得た皆さんのお力こそ不可欠だと思います。

立場、イデオロギーを超えて、人間が人間として垂直

に継承していくかなければならない価値観があります。今後、私たちの存在を左右しかねない未曾有の犯罪が頻発するかもしれません。こういったことを防ぎ、また正当に裁かれ、それによってそうした事態が抑制されていくために、痛々しい経験をされた皆さんに、これから先の世代のために引き続きご努力願いたいと、都民、国民を代表してお願ひする次第です。よろしくお願ひいたします。

[講演] あすの会が世界に与えた影響

常磐大学理事長 諸澤英道

まず、「あすの会10周年おめでとうございます」と申し上げるべきなのですが、あすの会には、2000年1月の設立から、準備段階を含めて、すべての行事に参加させていただいています。私もあすの会の一員のような気がしており、祝辞を申し述べる立場ではないような気もしております。

本日は、被害者問題に関して「世界の中の日本」「世界の中のあすの会」という視点で話をして欲しいというご依頼を受けました。昨年の8月に私の大学で国際被害者学会が開かれ、岡村先生には開会式における基調講演をしていただきました。国際被害者学会には世界56カ国から、500人を超える参加者が集いました。過去36年間の国際学会の歴史の中で、参加国数は過去最大でした。あすの会の活動については、国外の研究者から熱い視線を受けておりますので、岡村先生には時間をたっぷりとて話していただきました。また、あすの会の会員の皆様も多数、水戸までお越しいただき、国際学会を盛り上げていただきました。この場を借りて改めて御礼申し上げます。

90年代までほとんどなかった 日本の犯罪被害者問題への取り組み

あすの会の過去10年を振り返りますと、「あつという間」という気がしないでもありませんが、他方で、少し考えますと、まだ10年しか経っていないのかという気もして、大変不思議な気持ちになります。と言いますのは、10年間あすの会は非常に多くのことを成し遂げてきました。おそらく20年、30年かけてやることを、わずか10年でやってしまった。そう考えると、まだ10年しか経っていないのかという気がするわけです。それだけに、会員の皆様にとって非常に大変な10年であったと思います。

今日、ここに来るために、第1回シンポジウムの資料を見直してみました。タイトルに「犯罪被害者は訴える」とあり、サブタイトルに「権利の確立と被害回復を求めて」とあります。権利の確立というのは、実は、あすの会の10年間を物語る大事なキーワードなのです。岡村先生と私は会設立の前の年から知り合い、何度も電話で、あるいは直接お会いしてお話をされる機会がありました。先生は常に「権利」という言葉にこだわっておられました。1975年というと今から35年前になりますが、私は、当時、日本人としてはじめて「被害者の権利」というものを主張し、以来常に、被害者の問題というのは権利の問題、すなわち人権の問題であると考えてきたのですが、それは、岡村先生という存在があったからこそではないかと感じております。岡村先生は、ずっと「被害者の権利」ということに信念をもって声を上げ続けたわけです。私は、ある意味で岡村先生に引っ張られ背中を押されて、被害者の権利を主張してきたような気がしております。

世界的な動向を言えば、被害者問題は1950年代から取り上げられるようになりました。イギリスから始まった運動が欧米へ、そして世界へと広がっていき、今まさに、地球の裏側の日本にも届いてきました。世界の動向を見れば、60年代に各国で被害者補償制度が始まりました。1963年にニュージーランドで被害者補償制度が作られ、翌年から毎年2~3の国が制度を作っていました。10年経ったときには40カ国以上が制度を作っていました。70年代の中頃のことで、この段階では、日本は被害者の補償などということへの意識はなかったと思います。

ご存じの通り、80年によく犯罪被害者等給付金支給法ができました。日本は補償という問題で大きく遅れていたの